

当該教育組織内の教育等に関する実施体制

医学教育部

委員会等名	委員会等の構成員	委員会等の主な審議内容
医学教育部教授会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 議長（医学教育部長） 2. 生命科学研究部専任の教授 3. 病院の専任の教授 4. 保健センターの専任の教授 5. 発生医学研究所の専任の教授 6. ヒトレトロウイルス学共同研究センターの専任の教授 7. 生命資源研究・支援センターの専任の教授 8. 国際先端医学研究機構の専任の教授 9. 生命科学研究部の併任教授 10. 2. から 8. までは掲げる組織の専任の准教授及び講師のうちから選出された者 6 人以内 11. 医学教育部の連携講座及びヒトレトロウイルス学共同研究センターの客員教授 12. 講座等で教授が配置されていないものの専任の准教授又は講師当該講座等ごとに各 1 人 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育課程の編成に関する事項 2. 学生の入学、修了その他在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項 3. 教育部長候補者適任者及び附属図書館医学系分館長候補者の選考に関する事項 4. その他教育に関する重要事項
大学院教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医学教育部副教育部長 2. 生命科学研究部専任の基礎医学系の教授及び教授(併任教授を含む)が配置されていない講座の責任者である専任の准教授のうちから 4 人 3. 生命科学研究部専任の臨床医学系教授及び病院の専任の教授のうちから 4 人 4. 生命資源研究・支援センター、発生医学研究所、ヒトレトロウイルス学共同研究センター及び国際先端医学研究機構の分野責任者である専任の教授、准教授又は講師のうちから 3 人 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育課程の編成に関する事項 2. 学生の入学、修了その他在籍に関する事項 3. 学位の授与に関する事項 4. その他教育及び研究指導に関する重要事項

	<p>5. 2から 4.までに掲げる組織の専任の准教授及び講師のうちから 2 人</p> <p>6. その他委員長が必要と認めた者若干人</p>	
医学教育部学生委員会	<p>1. 医学教育部の教授で医学教育部の教育を担当する基礎系・臨床系及びセンター系のうちから教授会で選出された者各 2 人</p> <p>2. 准教授及び講師のうちから選出された者 2 人</p>	1. 医学教育部学生の厚生指導に関すること